

第4巻1号 2022年3月

秀明大学看護学部紀要

Journal of Faculty of Nursing

その他

特別支援教育制度の動向と課題

伊藤 弓月・美濃 陽介

 秀明大学看護学部

Shumei University Faculty of Nursing

その他

秀明大学看護学部紀要
P.49-53 (2022)

特別支援教育制度の動向と課題

Trends and Issues in the Special Education System

伊藤 弓月¹⁾ 美濃 陽介²⁾
Yuzuki Ito Yosuke Mino

要旨

我が国において、2007年に特別支援教育制度が施行され、障害のある子供を含む、全ての幼児児童生徒が個性を尊重され、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うための様々な取り組みがなされてきた。特に、知的な発達に遅れがない、いわゆる発達障害をその対象とするなど、特別支援教育制度の施行により、教育現場は大きな転換を迎えたと言える。一方で、授業のユニバーサルデザインの効果立証の必要性、通級指導教室と特別支援教室との機能の明確化、特別支援学校を柱とした移行支援の在り方など、今日的な課題も明らかになっている。我が国の特別支援教育制度の更なる充実のためには、学校間及び教職員間の連携、全ての教員に対する精神医学・看護学など、特別支援に関する専門知識の学びの担保、初等教育から高等教育までを含んだ包括的な支援体制の構築が喫緊の課題であると言える。

キーワード：特別支援教育制度、特別支援教育、障害者教育

Key Words：special education system, special education, education for the handicapped

I. はじめに

我が国において、特別支援教育が始まって14年が経過した。2002年に文部科学省が実施した発達障害に関する全国調査¹⁾において、初めて1学級に2～3人の発達障害が疑われる児童生徒が存在するという結果が示され、教育関係者のみならず社会全体に大きな衝撃を与えた。その後2007年に特別支援教育制度が施行され、障害のある子供を含む、全ての幼児児童生徒が個性を尊重され、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行うための様々な取り組みがなされてきた。特に、知的な発達に遅れがない、いわゆる発達障害(学習障害：LD、注意欠陥多動性障害：ADHD、自閉症スペクト

ラム：ASD等)をその対象とするなど、特別支援教育制度の施行により、教育現場は大きな転換を迎えたと言えよう。小木曾ら²⁾は、特別支援教育制度の開始以降、教育現場では特別支援教育への理解や必要性が広まり、すべての児童生徒にとって有益であると評価する教員が増えてきていると述べ、大鹿ら³⁾は、制度施行後、発達障害に関する取り組みを行っているとした学校が増加し、発達障害を含む特別支援教育に関する知識や制度が広まり、教員の意識が高まったことを指摘している。一方で、授業のユニバーサルデザイン(発達障害がある子だけではなく、すべての子にとって参加しやすい学校、わかりやすい授業)の効果立証の必要性、通級指導教室と特別支援教室との機能の明確化、特別支援学校を柱とした移行支援の在り方など、今日的な課題も明らかになっている⁴⁾。また、日本学生支援機構の2019年度の高等教育機関における調査⁵⁾によれば、全高等教育機関に在籍する学生数約320万人のうち、障害のある学生数は約3万7千人と、年々増加傾向にあり、大学・短大といった高等

1) 青森中央短期大学幼児保育学科

1) *Department of Infant Education, Aomori Chuo Junior College*

2) 秀明大学看護学部

2) *Faculty of Nursing, Shumei University*

教育機関における学生への支援体制等の実態把握、合理的配慮と障害学生に対する支援の充実も喫緊の課題であることが指摘されている⁶⁾。

本稿では、特別支援教育制度施行に至る経緯から現在までの動向を概観し、先行研究及び資料から、特別支援に関わる教育現場での課題について整理する。

Ⅱ. 特別支援教育制度の変遷

特別支援教育制度は、従来の障害児教育制度であった特殊教育の基本原則「障害の種別と程度に応じて特別な場で行う」教育を改めて、「障害のある子供一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行うこと」を理念とする2007年に施行された新制度である。越野⁷⁾は、特別支援教育制度の具体化過程と就学システム改定の視点から、特別支援教育制度の動向を以下の3つの局面から整理している。

2002年の学校教育法施行令の一部改正⁸⁾は、当時のノーマライゼーションの進展、教育における地方分権の推進等、特殊教育をめぐる状況の変化を踏まえて、障害のある児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう就学指導の在り方を見直すことを目的としたものであった。具体的には、障害のある児童生徒の就学にあたり市町村教育委員会が専門家の意見を聴くものとしたこと、盲・聾・養護学校の就学基準の見直し、就学基準に該当する児童生徒で、市町村の教育委員会が小・中学校において適切な教育を受けることができる特別な事情があると認める場合に、小・中学校に就学させることを可能とする就学手続きの見直しの新設等を行った。

次に、2006年の特別支援教育関連法の成立、2007年の同関連法案の施行である。特別支援教育関連法案は、当時、障害のある児童生徒をめぐって、障害の重複化や多様化、LD、ADHD等の児童生徒への対応や早期からの教育的対応に関する要望の高まり、社会のノーマライゼーションの進展などの状況を踏まえ、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（文部科学省2003）、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（文部科学省2005）の提言を踏まえ、「特殊教育」から「特別支援教育」に転換することとし、必要な制度の見直しを行ったものである。同関連法案により2007年から特別支援教育制度が施行され、教育現場は大きな転換を迎えた。具体的には、LD、ADHDが新たな通級指導の対象に加えられ、あわせて従来「情緒障害者」の中に含まれ

ていた「自閉症者」が明示されたこと、専門家に並んで保護者の意見を聴くことが法令上に位置づけられたこと、小・中学校においては、通常の学級においてもLD、ADHD等を含む障害のある児童生徒に対し、多様なニーズに対応すべくさまざまな工夫や配慮がなされてきた背景を踏まえ、幼稚園から小・中学校及び高等学校における特別支援教育を推進することなどが挙げられる。これにより、「障害のある幼児児童生徒（LD、ADHD等を含む）の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」という基本理念のもと、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られることとなった。

次に、2013年の学校教育法施行令の一部改正⁹⁾である。2007年の特別支援教育関連法案施行の間、国連総会は障害者権利条約を採択し、特別支援教育法制化をめぐる国会審議でも、同条約の謳うインクルーシブ教育との整合性が論点とされていた⁷⁾。2013年の施行令改正は、このインクルーシブ教育システム構築のための所要の改正となる。この改正の要点は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じる「インクルーシブ教育の理念」を踏まえ、障害のある児童生徒の就学先決定について、一定の障害のある児童生徒は原則として特別支援学校に就学するというこれまでの学校教育法施行令における基本的な考え方を改め、市町村の教育委員会が、個々の児童生徒について障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改めたことにある。この改正により、文部科学省から関連通知¹⁰⁾が発出され、2014年4月より就学する児童生徒から、インクルーシブ教育の理念を踏まえた、現在の特別支援教育制度の下での支援がなされることとなった。

さらに、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた、特別支援教育制度を実現するために、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指し、それぞれの子供について

授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるための環境整備のため、関連法案の改正がなされた。まず、2016年の発達障害者支援法の一部改正¹¹⁾では、①発達障害者に対する障害の定義と発達障害への理解の促進、②発達生活全般にわたる支援の促進、③発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備の3つを法改正の主な主旨とし、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制の整備・推進が進められることとなった。ついで、2017年に新特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領¹²⁾及び2018年に高等学校等における通級による指導の制度化¹³⁾がなされた。これにより、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視すること、障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた資質を養う教育の必要性を明確に示した。また、2018年には、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対する学習支援として同時双方向型授業配信やそれを通じた他の児童生徒との交流により、病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学につながるなどの効果が見られているとし、小・中学校等において同時双方向型授業配信を行った場合、指導要録上出席扱いとすることができるよう病気療養児に対する教育の充実を図ることとなった¹⁴⁾。ついで、2019年2月には新特別支援学校高等部学習指導要領が公示された。この新指導要領は2022年から年次進行で実施することとし、①社会に開かれた教育課程の重視、②育成を目指す資質・能力の明確化、③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進、④学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメント、⑤生徒の障害に応じ、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動において、その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図ることを基本方針とし、インクルーシブ教育システムの推進により、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、小・中・高等学校の教育課程との連続性の重視がなされることとなった。

Ⅲ. 特別支援に関わる教育現場での課題

現在のインクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育制度の動向を概観した。特別支援教育制度に転換してから14年が経過し、教育現場では特別支援教育への理解や必要性が浸透している一方で、特別支援教育に関わる課題も指摘されている。本項では先行研究、資料から明らかになっている特別支援教育に関わる課題の一部を紹介する。

文部科学省が実施した特別支援教育に関する調査結果^{15) 16)}から、「校内支援体制の整備(インクルーシブ教育システム構築に向けた多様な学びの場)」「教員の専門性の向上」「発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援」「次期学習指導要領に向けた対応(インクルーシブ教育システムの理念)」「高等学校における特別支援教育の推進」「特別支援学校の教室不足の解消」「障害者理解・心のバリアフリー」「障害者差別解消法への対応」の8項目を特別支援教育の課題として提示した。これらの特別支援教育に関わる課題は、先行研究においても指摘されている。インクルーシブ教育については、授業のユニバーサルデザインとの視点で注目されているが、その効果の立証の必要性和高等学校までを巻き込んだ情報の共有や連携の必要性が指摘されている⁴⁾。また、小・中・高等学校において精神障害あるいは精神的に不安定な状態にある児童生徒が少なからずいるにも関わらず、教員養成系大学においては精神障害の病理、精神障害を支援する制度や支援の在り方に関して学ぶ機会が担保されておらず、全ての教員の専門性の向上、発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援という視点からも教員養成のカリキュラム検討の必要性が指摘されている⁴⁾。このことは佐藤ら¹⁷⁾が特別支援学校の現職教員の研修ニーズを調査した結果から、「自立活動の指導法」「教科の指導法」「障害・子供の理解」等、教育現場において具体的かつ実効性のある指導技術とそれを支える知識・情報の研修ニーズが高いことからもうかがえる。さらに、吉村ら¹⁸⁾が愛知県高等学校教員に行ったアンケート調査の結果から、文部科学省の全国調査では、高等学校における発達障害等のある生徒はおおよそ2.2%の在籍と示唆されているが、発達障害のある生徒を担当した経験のある教職員は86%にも上っており、高等学校に在籍しているこれらの生徒への対応が喫緊の課題であることを指摘している。この背景には、中学校から高等学校に進学する際に、学校間の生徒に関する引継ぎが十分に行われておらず、児童生徒

のみならず、小・中・高等学校の連携といった包括的な支援の展開が十分ではないことが推察される。神戸ら²⁰⁾は、特別支援教育心理士の役割の一つとして、都立工業高校の例を挙げ、学習や実習、学校生活で苦戦している生徒の総合的な支援の視点として、専門科学習と教科学習の相補性の理解、学習や実習を経た生徒の進路・就労がどのようになっていくのかという発達の視点が重要であることを述べている。こうした支援の取り組みは、高等教育機関においても有用であると推察され、今後の実践報告の集積及び初等中等教育から高等教育までも含んだ連動した包括的な支援の在り方の確立も課題の一つと考える。

さらに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックにおいては学校教育現場においても大きな変化を余儀なくされた。教育現場においても各教育委員会および教員の不断な努力によって教育活動が維持されてきたが、中でも特に障害のある子供たちに対する学習支援に関しては、学校教員の多大な負担も懸念される。ポストコロナ期における新たな学びの在り方については、現在議論されているところであるが、障害のある子供たちの学びの場の確保および、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を保つための新たな指針も今後の課題であると考えられる。

IV. おわりに

2007年、特別支援教育制度の開始以降、教育現場では特別支援教育への理解や必要性が広まり、現在では、特別支援教育は全ての教育現場において当然のものとして、教員に認識されている。これまでは、市町村の教育委員会および現場教員の多大な努力のもと特別支援教育が推進されてきた。先行研究^{2), 4), 6), 18), 20)}から、今後はインクルーシブ教育の効果立証とその必要性、学校間及び教職員間の連携、全ての教員に対する特別支援に関する専門性の向上、ポストコロナ期における教育課程の初等教育から高等教育までを含んだ包括的な支援体制の構築が喫緊の課題であると言える。

付 記

本稿には開示すべき COI はない。

引用文献

- 1) 文部科学省『通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査』(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361231.htm 令和3年9月22日閲覧).
- 2) 小木曾誉・都築繁幸：特別支援教育体制とインクルーシブ教育システムに関する一考察，障害者教育・福祉学研究，12,155-163,2016.
- 3) 大鹿綾・渡部杏菜・濱田豊彦：特別支援教育制度開始以降の発達障害の可能性のある聴覚特別支援学校在籍時に関する研究－過去10年の全国聴覚特別支援学校調査の動向－，聴覚言語障害48(1)，91-105,2019.
- 4) 石田祥代・北島善夫・宮寺千恵他：学校教育の各現場で求められる特別支援教育の今日的な課題，千葉大学教育学部研究紀要67,97-103,2019.
- 5) 日本学生支援機構『令和元年度 障害のある学生の修学支援に関する実態調査(2020)』(https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2020/04/02/report2019_0401.pdf 令和3年9月22日閲覧).
- 6) 松本真由美：大学における障害のある学生への支援と合理的配慮 - 精神に障害のある学生を中心として - ，日本医療大学紀要2,3-12,2017.
- 7) 越野和之：特別支援教育制度下における就学システムの改定と就学動態，障害者問題研究45(4)，258-265,2018.
- 8) 平成14年4月24日14文科発第148号「障害のある児童生徒の就学について」
- 9) 平成25年9月1日25文科発第655号「学校教育法施行令の一部改正について」
- 10) 平成25年10月4日25文科発第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」
- 11) 平成28年8月1日28文科初第609号「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」
- 12) 文部科学省：特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領(平成29年4月公示)
- 13) 平成28年12月9日28文科初第1038号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」
- 14) 平成30年9月2日30文科初第837号「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」

- 15) 文部科学省『特別支援教育に関する調査の結果関連』(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343889.htm 令和3年9月22日閲覧).
- 16) 文部科学省「特別支援教育行政の現状と課題」『平成28年度全国特別支援学級設置学校協会定期総会資料』(<http://zent2014.xsrv.jp/htdocs> 令和3年9月22日閲覧).
- 17) 佐藤敦子・池田彩乃・山中健二他：特別支援教育における現職教員の研究ニーズ：特別支援教育制度施行7年後の特別支援学校の現状と展望，筑波大学特別支援教育研究,10,53-63,2016.
- 18) 吉村匡・飯塚一裕：高等学校における特別支援教育の現状と課題，障害者教育・福祉学研究 16,65-74,2020.
- 19) 内閣府教育再生実行会議『ポストコロナ期における新たな学びの在り方について令和3年6月』(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai12_teigen_1.pdf 令和3年12月3日閲覧)
- 20) 神戸威行・馬場久恵・花木敦：エンカレッジスクールにおける巡回相談の実際－都立学校特別支援教育心理士について－学校メンタルヘルス 23(2),144-151,2020.

